

## そうかりノベーションまちづくり構想検討委員会設置要綱

平成27年9月10日  
告示第792-2号

### (設置)

第1条 そうかりノベーションまちづくり構想(以下「構想」という。)を策定するに当たり、旧道沿道を中心としたリノベーションまちづくりの推進に必要な事項を検討するため、そうかりノベーションまちづくり構想検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) リノベーション 遊休化した不動産等の既存の建物に大規模な改修等を加え、用途を変更する等により付加価値を与えることをいう。
- (2) リノベーションまちづくり リノベーションを行うことにより新たにまちの産業及び雇用を創出することで、地域経営に係る課題を解決することをいう。
- (3) 家守 空き店舗、空き家若しくは空き地を所有する不動産所有者若しくは事業者の相談に応じ、支援する者又は自ら事業を起こす者をいう。

### (所掌事項)

第3条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 構想の検討に関すること。
- (2) 市の地域経営に係る課題の把握に関すること。
- (3) 空き店舗、空き家及び空き地の把握に関すること。
- (4) 家守の育成に関すること。
- (5) その他リノベーションまちづくりの推進に関すること。

### (組織)

第4条 委員会は、委員30人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 知識経験者

(2) 市の職員

(3) その他市長が指名する者

2 前項第1号の「知識経験者」とは、次に掲げる者をいう。

(1) リノベーションまちづくりに関する識見を有する者

(2) 家守として実績を有する者

(3) 建築及びデザインに関する識見を有する者

3 前項第2号の市の職員は、副市長、総合政策部長、自治文化部長、子ども未来部長、都市整備部長及び建設部長をもって充てる。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から構想策定の日までとする。ただし委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、知識経験者のうち市長が指名する者をもって充てる。

3 副委員長は、副市長をもって充てる。

4 委員長は、委員会を総括し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会)

第7条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長は、委員会の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、委員会を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委員会の公開)

第9条 委員会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の過半数で議決したときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、自治文化部産業振興課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、構想策定の日限り、その効力を失う。